

島根県事業承継新事業活動等支援事業実施要領

(通 則)

第1条 島根県事業承継新事業活動等支援補助金交付要綱（以下「要綱」という）に基づく、島根県事業承継新事業活動等支援補助金（以下「補助金」という。）の円滑かつ適正な運用にあつては、この要領に定めるところによる。

(事業区分及び内容)

第2条 事業区分及び事業内容は別表1のとおりとする。

(事業の対象経費等)

第3条 事業の補助対象経費、補助率及び補助対象期間については別表2とし、補助対象経費の概要を別表3とし、補助限度額は別表4とする。ただし、消費税及び地方消費税は、補助対象経費から除く。

(事業の申請)

第4条 事業を実施しようとする事業者は、事業計画申請書（様式第1号）に関係書類を添え、要綱第3条第7号に規定する支援機関を経由して、県が別に定める期日までに、知事へ申請しなければならない。

2 前項の申請に当たって、第三者承継促進事業を申請する場合は、第三者承継見込報告書（様式第2号）の写しを添付して、知事へ申請しなければならない。

第5条 支援機関は前条の申請書に、事前調査票（様式第3号）を添付して、知事へ提出しなければならない。

2 支援機関は、浜田市、益田市、大田市、江津市、邑智郡及び鹿足郡に住所又は主たる事業所若しくは工場を有する事業者に係る申請においては西部県民センター商工観光部に提出するとし、それ以外の事業者に係る申請においては商工労働部中小企業課へ提出するものとする。

(事業者の選定)

第6条 県は、第4条により提出された申請について、別表1の事業区分の①、②、及び⑤は別に定める審査要領に基づき書面審査を随時実施し、補助対象とする事業者を選定する。

2 県は、第4条により提出された申請について、別表1の事業区分③、④及び⑥は必要に応じて別に定める審査要領に基づき審査委員会（以下「審査委員会」という。）を開催し、補助対象とする事業者を選定する。

3 事業者を選定する審査は別表5の審査基準を総合的に勘案して行うものとする。

4 事業者の選定に当たっては、審査委員会の意見を受け、採択の条件を付し、又は申請金額より減額して採択することができるものとする。

(選定結果の通知)

第7条 県は、前条の選定の結果について、支援機関を経由して申請事業者へ速やかに審査結果通知書(様式第4号)で通知するものとする。

(計画変更の承認等)

第8条 事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ要綱による手続きを行い、県の承認を受けなければならない。

- (1) 別表2に掲げる事業区分内で補助対象経費の間における流用のうち、いずれかの補助対象経費の額の10パーセントを超える増減に係るもの。
- (2) 事業目的の達成に支障が生じ、又は事業効率の低下をもたらすおそれのある事業計画の変更。
- (3) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

(効果報告)

第9条 事業者は、補助事業が完了した最終会計年度の終了後5年間又は事業承継により事業を引き継いだ年の属する会計年度のいずれか長い期間、毎会計年度終了後60日以内実施効果報告書(様式第5号)を支援機関を経由して、知事へ報告するものとする。ただし、当該事業承継により事業を引き継いだ年の属する会計年度が、補助事業が完了した最終会計年度の終了後10年間を超えるときは、報告の期間を補助事業が完了した最終会計年度の終了後10年間とする。

2 前項の報告に当たって、第三者承継促進事業を活用していたときは、M&A取組状況報告書(様式第6号)を添付して、知事へ報告しなければならない。

附 則

1. この要領は平成31年4月1日から施行する。
1. この要領は令和2年4月1日から施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

事業区分及び事業内容

事業区分	事業内容
① 事業承継実施事業	事業承継計画の策定及び実施若しくは後継者又は後継予定者を中心とした経営方針の策定を行う事業
② 人材育成事業	後継者又は後継予定者を中心とした経営体制の構築のため、後継者又は後継予定者若しくは社内の幹部人材を育成する事業
③ 新商品・新サービス開発事業	後継者又は後継予定者が中心となって、新商品若しくは新役務の開発、又は業務・施設等の改善に取り組むことによって収益力の向上を図る事業
④ 販路開拓事業	後継者又は後継予定者が中心となって、開発した新商品若しくは新役務の販路開拓を行うことによって収益力の向上を図る事業 後継者又は後継予定者が中心となって、生産性向上の取組みを販路開拓につなげ、収益力の向上を図る事業
⑤ 第三者承継促進事業	後継候補者又は事業譲渡先を探し、第三者への承継を試みる事業
⑥ 小規模事業者企業価値向上事業	概ね 10 年以内に見込まれる事業承継を見据え、小規模事業者が企業価値を高めるために取り組む生産性向上等を図る事業

別表 2 (第 3 条関係)

事業の対象経費、補助率及び補助対象期間

事業区分	補助対象経費	補助率	補助対象期間
① 事業承継実施事業	申請書類等作成経費 企業評価等診断経費 その他専門的支援経費	1/2	交付決定された 年度の 2 月 2 8 日まで
② 人材育成事業	研修経費 幹部人材募集経費	1/2	
③ 新商品・新サービス開発事業	原材料費 産業財産権取得費 市場調査費 備品機械設備等購入費 施設改修費 撤去費 IT 導入費 研修経費 外注費	1/2 ただし、法承認等 がある場合は 2/3	
④ 販路開拓事業	広報費 展示会等経費 県外店舗等借入・機械器具リース費 雑役務費 研修経費 外注費	1/2 ただし、法承認等 がある場合は 2/3	
⑤ 第三者承継促進事業	M&A 仲介委託料・着手金 マッチング手数料 企業評価等診断経費	1/2	
⑥ 小規模事業者企業価値向上事業	備品機械設備等購入費 IT 導入費 広報費	1/2	

別表3 (第3条関係)

補助対象経費の概要

① 事業承継実施事業

科 目	内 容 等
共通	<ul style="list-style-type: none"> 事業承継計画の策定及び実施（事業承継に必要な行政手続き、後継者の育成等）若しくは後継者又は後継予定者を中心とした経営方針（経営理念、経営戦略、経営計画、体制整備計画等）の策定を行う事業に係る経費。 事業承継を実施するにあたり自社の株価算定や財務分析、その他専門的支援に係る経費。
申請書類等作成経費	<ul style="list-style-type: none"> 事業承継に係る開廃業、法人設立、既存事業部門移転等に伴う司法書士・行政書士等に支払う申請書類等作成経費。
企業評価等診断経費	<ul style="list-style-type: none"> 専門家から、自社株価の価値算定や財務状況分析などの企業価値を分析するために係る経費。
その他専門的支援経費	<ul style="list-style-type: none"> 専門家や専門機関から支援を受ける場合に支払われる経費。

② 人材育成事業

科 目	内 容 等
共通	<ul style="list-style-type: none"> 後継者又は後継予定者を中心とした経営体制の構築のため、後継者又は後継予定者若しくは社内の幹部人材を育成する経費。 後継者又は後継予定者を中心とした経営体制構築のため、外部から幹部人材を募集する経費。
研修経費	<ul style="list-style-type: none"> 後継者又は後継予定者若しくは社内の幹部人材が座学研修や実地研修を受けるために必要な経費。
幹部人材募集経費	<ul style="list-style-type: none"> 幹部人材を外部から確保するために支払う有料職業紹介事業者への手数料や広告料。

③ 新商品・新サービス開発事業

科 目	内 容 等
共通	<ul style="list-style-type: none"> ・後継者又は後継予定者が中心となって、新商品若しくは新役務の開発に取り組む事業を実施するにあたり係る次の経費。 ・後継者又は後継予定者が中心となって、生産性向上に取り組む事業を実施するにあたり係る次の経費。
原材料費	<ul style="list-style-type: none"> ・試作品、サンプル品の製造に必要な原材料及び副資材の購入に要する経費。
産業財産権取得経費	<ul style="list-style-type: none"> ・新商品・新役務の開発に係る特許権、実用新案権、意匠権・商標権の出願料、審査請求料、特許料、登録料、弁理士費用等。
市場調査費	<ul style="list-style-type: none"> ・自社で行うマーケティング調査に係る情報購入費、アンケート等印刷製本費、サンプル品配送料、会場借料等。
備品機械設備等購入費	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい取り組み又は生産性向上を図るために必要な専用の機械器具・備品・消耗品の購入に要する経費。 ・新しい取り組み又は生産性向上を図るために必要な専用の機械器具のリース料・レンタル料。 ・設置に伴う経費も可。
施設改修費	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい取り組み又は生産性向上を図るため、現有施設を改修する設計料、工事費、運搬費等の経費。
撤去費	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい取り組み又は生産性向上を図るため、現有施設の撤去に要する経費。施設改修による撤去費用は施設改修費でも可。
IT導入費	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい取り組み又は生産性向上を図るためにITを活用したシステム化（管理システム、販売システム、受発注システム等）もしくはIT機器・ソフトウェアの導入に必要な経費。
研修経費	<ul style="list-style-type: none"> ・後継者又は後継予定者が、新しい取り組み若しくは生産性向上のための座学研修や実地研修に必要な経費。
外注費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業遂行に必要な業務の一部を第三者に委託（委任）したときの外注先に支払われる経費（専門性が高く、自ら実行することが困難な業務に限る。）。

④ 販路開拓事業

科 目	内 容 等
共通	<ul style="list-style-type: none"> ・後継者又は後継予定者が中心となって、開発した新商品若しくは新役務の販路開拓に取り組む事業を実施するにあたり係る次の経費。 ・後継者又は後継予定者が中心となって、生産性向上の取組みを販路開拓につなげ、収益力を向上させるにあたり係る次の経費。
広報費	<ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット・チラシ等の作成、広告媒体活用のために支払われる経費。
展示会等経費	<ul style="list-style-type: none"> ・展示会等の出展に要する経費。
県外店舗等借入・機械器具リース費	<ul style="list-style-type: none"> ・島根県外の販路開拓のために借り入れた県外の店舗、事務所、駐車場、倉庫の賃借料及び共益費。 ・島根県外の販路開拓のために借り入れた県外店舗等専用の機械器具のリース料・レンタル料。
雑役務費	<ul style="list-style-type: none"> ・業務・事務を補助するために、臨時的に雇い入れた者のアルバイト代、派遣労働者の派遣料、交通費として支払われる経費。
研修経費	<ul style="list-style-type: none"> ・後継者又は後継予定者が、新しい取り組み若しくは生産性向上を実施する際に、必要となる販路開拓の座学研修や実地研修に必要な経費。
外注費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業遂行に必要な業務の一部を第三者に委託（委任）したときの外注先に支払われる経費（専門性が高く、自ら実行することが困難な業務に限る。）。

⑤ 第三者承継促進事業

科 目	内 容 等
共通	<ul style="list-style-type: none"> ・後継予定者又は事業譲渡先を探そうとする事業者が事業承継を目的に、事業引継ぎ支援センターの登録民間支援機関の支援を受け、第三者へ承継するために必要となる次の経費。
M&A 仲介委託料・着手金	<ul style="list-style-type: none"> ・M&Aの仲介委託契約を締結したのちに発生する仲介手数料、着手金、案件化料等。
マッチング手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・上記のM&A 仲介委託料・着手金に該当しない経費であって、仲介業者がマッチングを行うための登録手数料や企業紹介に伴う手数料等。
企業評価等診断経費	<ul style="list-style-type: none"> ・専門家から、自社株価の価値算定や財務状況分析などの企業価値を分析するために係る経費。

⑥ 小規模事業者企業価値向上事業

科 目	内 容 等
共通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 代表者が法承認等を受けた計画に従って行う事業に必要な経費。
備品機械設備等購入費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業に必要な専用の備品機械設備に係る経費。
IT導入費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業に必要なITを活用したシステム化（管理システム、販売システム、受発注システム等）もしくはIT機器・ソフトウェアの導入に必要な経費。
広報費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業に必要な販路開拓のためのパンフレット・チラシ等の作成、広告媒体活用のために支払われる経費。

別表 4 (第 3 条関係)

補助限度額

事業区分	上限 (千円)	
		法認定等あり
① 事業承継実施事業	1,000	
② 人材育成事業	1,000	
③ 新商品・新サービス開発事業	1,000	2,000
④ 販路開拓事業	1,000	2,000
①～④の事業は複数の事業区分で申請できる。複数の事業区分で申請する場合は、各区分の上限かつ合計が右記以内とする。各区分を異なる年度で申請できるが、同一区分の複数回申請はできないものとし、補助上限は単年度単位とする。 補助上限を 100 万円増額できる事業区分は③もしくは④のどちらか一方のみとする。	3,000	4,000
⑤ 第三者承継促進事業	2,000	
⑥ 小規模事業者企業価値向上事業	2,000	

別表 5 (第 6 条関係)

審査基準

事業区分	審査基準
① 事業承継実施事業 ② 人材育成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・現状分析の妥当性 ・事業計画の適切性 ・経営の持続性 ・後継者又は後継予定者の関与度
③ 新商品・新サービス開発事業 ④ 販路開拓事業	<ul style="list-style-type: none"> ・自業者自身の経営状況の分析の妥当性 ・ターゲット・狙いの適切性 ・事業計画の適切性 ・補助事業の透明性・適切性 ・後継者又は後継予定者の事業への関与度 ・後継者又は後継予定者への支援体制
⑤ 第三者承継促進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・現状分析の妥当性 ・事業計画の適切性 ・経営の持続性 ・申請者の関与度 ・島根県事業引継ぎ支援センターで登録されている民間支援機関の支援体制
⑥ 小規模事業者企業価値向上事業	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者自身の経営状況の分析の妥当性 ・ターゲット・狙いの適切性 ・事業計画の適切性 ・補助事業の透明性・適切性

(様式第1号)

令和 年 月 日

島根県知事 様

随 行

住 所
事業者名及び代表者氏名 印

令和 年度島根県事業承継新事業活動等支援事業計画申請書

島根県事業承継新事業活動等支援事業実施要領第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり事業計画を申請します。

記

- 1 事業の内容 別紙 事業実施計画書のとおり
- 2 補助金希望額 金 円
- 3 事業の経費の内訳 別紙 事業収支予算書のとおり
- 4 事業承継計画の確認を受けた事業承継推進員の氏名
(事業承継計画の添付がある場合に限る。)
- 5 添付書類
 - ・事業承継予定の場合は、事業承継推進員の確認した事業承継計画書の写し(ただし、第三者承継促進事業を申請する場合は不要)
 - ・事業承継を終えている場合は、個人にあっては先代の廃業届及び後継者の開業届の写し、法人にあっては役員変更の官報公告又は役員等の選任決議の議事録の写しなどで、事業承継の事実が確認できるもの
 - ・中小企業等経営強化法の法承認等により優遇措置を受ける場合は、その申請書と承認書の写し(承認書の写しは交付決定前までに提出すること)
 - ・申請直近2期の決算書
 - ・対象経費の見積書等
 - ・個人事業主の場合は、住民票(申請時経営者のもの)。法人の場合は、履歴事項全部証明書
 - ・県税納税証明書
 - ・企業概要(パンフレット等でも可)
 - ・第三者承継促進事業を申請する場合は、島根県事業承継新事業活動支援事業実施要領第4条第2項の規定に基づき、第三者承継見込報告書(様式第2号)

事業実施計画書

1 実施主体の概要

- ・ 事業者名：
- ・ 住所：
- ・ 主たる事業所・工場の所在地：
- ・ 代表者職・氏名：
- ・ 承継前経営者の現在の職・氏名・年齢： (歳)
- ・ 後継(予定)者の現在の職・氏名・年齢： (歳)
- ・ 業種(産業大分類-中分類)： —
- ・ 資本金・出資金(千円)：
- ・ 常用雇用者数(人)：
- ・ 企業規模： 小規模 小規模以外(いずれかにチェック)
- ・ 電話番号・ファクシミリ番号：

※(第三者承継促進事業及び小規模事業者企業価値向上事業を申請する場合は後継(予定)者の項目は記入不要)

2 既存事業の状況について

(経営革新計画、経営力向上計画又は先端設備等導入計画の申請書を提出し、当該事業を記載していれば記入は不要です。追記されることがあれば記載してください。)

既存事業の状況

(既存事業の外部環境・内部環境、自社の問題・課題等承継の対象となっている事業の現状を記載)

3 申請事業の内容

(⑤の申請事業の内容と⑥申請事業の効果について、経営革新計画、経営力向上計画又は先端設備等導入計画の申請書を提出し、当該事業を記載していれば記入は不要です。追記されることがあれば記載してください。)

① 申請事業のテーマ・事業名

② 事業全体の実施期間(終了予定日のいずれかにチェック、記入)
[開始予定日] [終了予定日]※支払行為も完了していること
交付決定日 から 令和 年 月 日 まで

③ 補助金・補助金の交付を受けた実績
(申請事業者が、国・県等の補助金等を受けた過去3年間の実績。申請予定含む)

<p>④ 実施体制</p> <p>(後継候補者等が中心となる実施体制を記載。第三者承継促進事業の場合は島根県事業引継ぎ支援センターで登録されている民間支援機関を含めた実施体制を記載)</p>
<p>⑤ 申請事業の内容</p> <p>(複数の事業区分を申請する場合は、事業区分ごとに記載。時期、委託先等との役割分担も記載。)</p>
<p>⑥ 申請事業の効果</p> <p>(取組により目標とする売上の達成といった定量的な効果や市場での優位性の獲得といった定性的な効果を記載。第三者承継においては、取組により維持される雇用や地域経済への影響を記載。)</p>
<p>⑦ 第三者承継促進事業の場合は、委託先(予定)の登録民間支援機関について記載</p> <ul style="list-style-type: none">・ 事業者名・ 住所・ 担当者・担当所属・ 電話番号

4 実施スケジュール

事業区分	実施項目	実施時期											
		月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
①事業承継実施事業													
②人材育成事業													
③ 新商品・新サービス開発事業													
④ 販路開拓事業													
⑤第三者承継促進事業													
⑥ 小規模事業者企業価値向上事業													

※実施時期は、矢印等により記載、記入欄に過不足がある場合は、行を追加・削除して記載

5 数値計画

単位（千円）

	直近期末 (年 月 期)	1年後 (年 月 期)	2年後 (年 月 期)	3年後 (年 月 期)	4年後 (年 月 期)	5年後 (年 月 期)
①売上高						
②売上総利益						
③営業利益						
④営業外費用						
経常利益 (③-④)						
伸び率 (%)	—					
⑤人件費						
⑥減価償却費						
常用雇用者数						
付加価値額 (③+⑤+⑥)						
付加価値額の伸び率 (%)	—					

※取組の実施期間にあわせ、最長5年後まで記入、3年後までの記入は必須

※経営革新計画承認事業の場合は記入不要

※経常利益＝営業利益－営業外費用

※付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費

※第三者承継促進事業は直近期末の記入のみ

事業収支予算書

1. 収入の部

(単位：円)

	金額	資金の調達先	令和 年度
自己資金	0		
借入金	0		
その他	0		
事業経費の計	0		0

資金調達の用途

(資金調達の見込みを記入)

2. 支出の部

(単位：円)

事業区分	補助対象経費	経費内訳、積算明細	事業に要する経費 (消費税込み)	補助対象経費額	補助申請額	負担区分		備考
						補助金負担	自己負担	
① 事業承継実施事業						/	/	
	事業承継実施事業計		0	0	0	0	0	
② 人材育成事業						/	/	
	人材育成事業計		0	0	0	0	0	
③ 新商品・新サービス開発事業						/	/	
	新商品・新サービス開発事業計		0	0	0	0	0	
④ 販路開拓事業						/	/	
	販路開拓事業計		0	0	0	0	0	
全体合計			0	0	0	0	0	

- (注) 1 対象経費は、要綱別表1に掲載している補助対象経費のいずれかを記載すること。
 2 補助申請額は対象経費ごとに計算し、端数は切り捨てとしてください。
 3 事業を委託する場合は、備考欄に想定している委託先名を記入すること。
 4 記入欄が不足する場合は、追加して記載すること。
 5 備考欄に書ききれない場合はメモ欄に記載すること。

メモ欄

事業収支予算書

1. 収入の部

(単位：円)

	金額	資金の調達先	令和 年度
自己資金	0		
借入金	0		
その他	0		
事業経費の計	0		0

資金調達の目途

(資金調達の見込みを記入)

2. 支出の部

(単位：円)

事業区分	補助対象経費	経費内訳、積算明細	事業に要する経費 (消費税込み)	補助対象経費額	補助申請額	負担区分		備考
						補助金負担	自己負担	
⑤ 第三者承継促進事業						/	/	
	第三者承継促進事業計		0	0	0	0	0	
⑥ 小規模事業者企業価値向上事業						/	/	
	小規模事業者企業価値向上事業計		0	0	0	0	0	
全体合計			0	0	0	0	0	

- (注) 1 対象経費は、要綱別表1に掲載している補助対象経費のいずれかを記載すること。
 2 補助申請額は対象経費ごとに計算し、端数は切り捨てとしてください。
 3 事業を委託する場合は、備考欄に想定している委託先名を記入すること。
 4 記入欄が不足する場合は、追加して記載すること。
 5 備考欄に書ききれない場合はメモ欄に記載すること。

メモ欄

(様式第2号)

令和 年 月 日

申請事業者 様

登録民間支援機関

所在地

名称

代表者名



第三者承継見込報告書

【申請事業者】の第三者承継の初期相談による売買の見通し及び支援の考え方を下記の通りとします。また、当該補助申請事業者がこの事業を円滑に実施することができるよう事業実施期間中は申請事業に対して責任を持って支援します。

記

- ・第三者承継の初期相談による売買の見通し及び支援の考え方

「島根県事業承継新事業活動等支援補助金」事前調査票

支援機関名：
支援担当者名：
申請事業者名：
代表者名：

I. 応募の区分

区分	
申請事業者の区分	<input type="checkbox"/> 個人事業者 <input type="checkbox"/> 法人
事業規模の区分	<input type="checkbox"/> 小規模事業者 <input type="checkbox"/> 小規模事業者以外の中小企業
申請事業区分	<input type="checkbox"/> 事業承継実施事業 <input type="checkbox"/> 人材育成事業 <input type="checkbox"/> 新商品・新サービス開発事業
	<input type="checkbox"/> 販路開拓事業 <input type="checkbox"/> 第三者承継促進事業 <input type="checkbox"/> 小規模事業者企業価値向上事業
優遇措置、応募要件での法承認等の有無	
法承認等	<input type="checkbox"/> 経営革新計画 <input type="checkbox"/> 経営力向上計画 <input type="checkbox"/> 先端設備等導入計画

II. 資格の確認 評価基準 ○：可、妥当 ▲：問題あり ×：不可、妥当性に欠ける

確認事項	○▲×
1. 中小企業基本法第2条第1項に掲げる中小企業者に該当するか。 ただし、小規模事業者企業価値向上事業は商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条に掲げる者で、業種分類別の従業員数の条件を満たす者。	
2. 島根県内に主たる事業所又は工場を有するものか。	
3. 各事業区分の要件を満たしているか。 ・事業承継計画実施事業 ・人材育成事業 補助金の交付を受けようとする会計年度の4月1日時点から10年後までの間に事業承継を行う予定か 株の過半数を引き継ぐ計画となっているか。 後継予定者の年齢が65歳未満であること。 実施計画は後継者又は後継予定者を中心とした計画となっているか。 ・新商品・新サービス開発事業 ・販路開拓事業 補助金の交付を受けようとする会計年度の4月1日時点から5年以内に事業承継を行う予定か、又は、2年以内に事業承継を行ったか。 株の過半数を引き継ぐ計画となっているか。 後継予定者の年齢が65歳未満であるか。 実施計画は後継者又は後継予定者を中心とした計画となっているか。 ・第三者承継促進事業 後継予定者又は事業譲渡先を探そうとする事業者か、又は第三者への承継を試みる事業者か。 島根県事業引継ぎ支援センターで登録されている民間支援機関の支援は整っているか。 登録民間支援機関： ・小規模事業者企業価値向上事業 代表者の年齢が補助金の交付を受けようとする会計年度の4月1日時点で50歳以上か。 法承認等を受けているか、もしくは申請中で交付決定までに受けられるか。 実施計画は代表者を中心とした計画となっているか。	
4. 新商品・新サービス開発事業及び販路開拓事業の承継予定の申請者にあつては事業承継推進員の確認した事業承継計画等が添付されているか。	
5. みなし大企業に該当しないか。	
6. 島根県税の滞納はないか。	
7. 暴力団等の反社会的勢力との関係を有しない者であると宣誓した誓約書はあるか。	
8. 公的な資金の使途として社会通念上不適切と認められる事業ではないか（要綱第5条共通要件を満たすか）。	
9. 事業は、国又は県から補助金等を受ける事業と同一ではないか。	
10. 支援機関の支援体制は整っているか。	
11. 必要な申請書類・添付書類は整っているか。	
12. 事業計画に着手していないか。	

III. 実施体制等の確認 評価基準 ○：可、妥当 ▲：問題あり ×：不可、妥当性に欠ける

確認事項	○▲×
1. 事業資金を借入金で賄う場合、資金調達は可能か。	
2. 事業実施にあたり、事業遂行体制は整っているか。	
3. 事業実施にあたり、企業内の経理体制は整っているか。	

IV. 申請内容の確認 評価基準 ○：可、妥当 ▲：問題あり ×：不可、妥当性に欠ける

確認事項	○▲×
1. 補助対象経費、補助率、限度額は定められた範囲となっているか。	
2. 補助対象経費ごとのチェックを行ったか。	
3. 消費税及び地方消費税は、補助対象経費から除かれているか。	
4. 計画は事業の維持又は向上が図れる内容となっているか。	
5. 審査基準を意識した内容となっているか。	
6. 関係法令の手続きをクリアできる計画となっているか。	
7. 財務状況等から、経営の持続可能性や取り組みの実現可能性は認められるか。	

暴力団排除に関する誓約事項

私は、島根県事業承継新事業活動等支援補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

令和 年 月 日

住所

申請事業者名

役職 代表者氏名

印

(様式第4号)

令和 年 月 日

申請事業者 様

島根県知事 印

島根県事業承継新事業活動等支援事業審査結果通知書

このたび開催しました島根県事業承継新事業活動等支援補助金審査委員会の結果を受け、下記のとおり結果を通知します。

記

- 1 審査結果
- 2 採択金額
- 3 注意事項
補助事業の契約及び発注は補助金の交付決定後に行ってください。

(様式第5号)

令和 年 月 日

島根県知事 様

(事業者)

住 所

事業者名及び代表者氏名 印

島根県事業承継新事業活動等支援補助金実施効果報告書

島根県事業承継新事業活動等支援事業実施要領第9条に基づき、 年度に実施した下記事業の効果について、前年度の状況を下記のとおり報告します。

記

1. 実施事業の区分

(1) 事業区分 (事業区分名を記載してください。)

(2) 取組のテーマ・事業名

2. 事業承継の状況

事業承継実施済 (承継日: 年 月 日)

事業承継計画実施中 (承継予定時期: 年 月頃)

事業承継計画未実施 (理由:)

3. 取組の効果

(1) 現状・成果（三者承継促進事業を活用した場合はM&A取組状況報告書（様式第6号）に記入し、報告すること。）

(2) 今後の展開・対策

4. 売上・利益・付加価値額の状況

（単位：千円）

	申請直近期 (年 月期)	採択年度 (実績報告年度) (年 月期)	1年目 (年 月期)	2年目 (年 月期)
売上高				
売上総利益				
経常利益				
人件費				
減価償却費				
付加価値額				
常用従業員数（名）				
	3年目 (年 月期)	4年目 (年 月期)	5年目 (年 月期)	
売上高				
売上総利益				
経常利益				
人件費				
減価償却費				
付加価値額				
常用従業員数（名）				

※経常利益＝営業利益－営業外費用

※付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費

5年を超える期間の報告を要する場合は、記入欄を追加すること

島根県知事 様

所 在 地

事 業 者 名

代 表 者 名

印

M&A取組状況報告書

島根県事業承継新事業活動等支援事業実施要領第 9 条の規定により、次のとおり報告します。

取組状況 ※該当する 番号に○ を付けて ください。	1	候補先企業を探索中である。
	2	候補先企業が見つかり、現在交渉中である。
	3	基本合意契約を締結し、最終合意契約に向け協議中である。
	4	最終合意契約を締結済みである。 ・譲渡先企業 (会社名又は名称) (代表者氏名) ・M&A後の企業名 ・最終合意契約書締結日 年 月 日
	5	M&Aに向けた活動を中断及び中止している。 (理由)
	6	その他 (具体的に記入してください。)
取組状況詳細 (取組状況を具体的に記入してください。)		
登録民間支援機関 確認欄		
㊟		